

# 税の散歩道

平成19年度から

## 住民税と所得税の負担割合が変わります

「地方のことは地方で」という方針のもとに、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」。その柱ともいえる「税源移譲」が今年から実施され、住民税（地方税）と所得税（国税）の負担割合が変わります。



### どう変わるの？

↓住民税の税率を一律10%に統一し、所得税を下げます。

【住民税】 3段階の税率から、一律10%（町民税6%、県民税4%）に統一  
【所得税】 4段階の税率を、6段階に細分化

### いつから変わるの？

↓所得税は、平成19年分から減り、住民税は平成19年6月分から増えます。

【給与所得者・年金受給者】平成19年1月から所得税

（源泉徴収分）が減り、6月から住民税が増えます。

【事業所得者等】平成19年6月から住民税が増え、平成20年2〜3月の確定申告で所得税が減ります。

### 今月の納税

- 軽自動車税 全期分
- 【納期限：5月1日(火)】
- ◎土・日・祝日でも、役場及び町民サービスセンター（サビア横芝店内）で納めることができます。

### ポイント

税源移譲は、国から地方への税金の移し替えですので、「住民税+所得税」の負担は、基本的には変わりません。

※景気回復のための定率減税措置が廃止されることや、個人の収入の増減など、別の要因により、実際の税負担額は変わりますので、ご留意願います。

### 平成19年度 納期限一覧 (別表)

月	税 (料) 目	納 期 限
4月	軽自動車税 全期分	5月1日(火)
5月	固定資産税 全期・1期分	5月31日(木)
6月	町県民税 全期・1期分	7月2日(月)
7月	固定資産税 2期分	7月31日(火)
	国民健康保険税 全期・1期分	
8月	介護保険料 全期・1期分	8月31日(金)
	町県民税 2期分	
	国民健康保険税 2期分	
9月	介護保険料 2期分	10月1日(月)
	固定資産税 3期分	
	国民健康保険税 3期分	
10月	介護保険料 3期分	10月31日(水)
	町県民税 3期分	
	国民健康保険税 4期分	
11月	介護保険料 4期分	11月30日(金)
	固定資産税 4期分	
	国民健康保険税 5期分	
12月	介護保険料 5期分	12月28日(金)
	町県民税 4期分	
	国民健康保険税 6期分	
H20年 1月	介護保険料 6期分	1月31日(木)
	国民健康保険税 7期分	
2月	介護保険料 7期分	2月29日(金)
	国民健康保険税 8期分	

**町税等は納期限内に!**  
平成19年度の町税・介護保険料の納期限は次の一覧のとおりです。忘れずに、納期限までに納めてください。  
なお、口座振替を行っている方は、次の表の納期限に指定の口座から引き落としになりますので、残高の確認をしてください。(別表)  
**町税等の納付は口座振替で!**  
町税、介護保険料の納付には口座振替をおすすめします。口座振替は預金口座から納

期限ごとに自動的に引き落とされるので、納め忘れなどの心配がなくとも便利です。ぜひこの機会に口座振替を！  
手続きは、役場税務課又は各金融機関でお願いします。  
**軽自動車税の減免申請は4月24日までです!**  
●持参するもの  
身体障害者手帳、療育手帳等、運転免許証、減免を受けようとする車の車検証、印かん、平成19年度軽自動車税納税通知書

◆問い合わせ 税務課課税班  
☎ 041-2212